

平成29年土佐清水市議会定例会9月会議会議録

第23日（平成29年 9月26日 火曜日）

~~~~・~~~~・~~~~

議事日程

日程第1 議案第42号「平成29年度土佐清水市一般会計補正予算（第4号）について」  
から議案第58号「工事請負契約金額の変更について」までの議案17件  
（委員長報告、質疑、討論、採決）

日程第2 議員派遣の件

~~~~・~~~~・~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

~~~~・~~~~・~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~・~~~~・~~~~

出席議員 12人

| | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 甲 藤 眞 君 | 2番 | 田 中 耕之郎 君 |
| 3番 | 細 川 博 史 君 | 4番 | 前 田 晃 君 |
| 5番 | 浅 尾 公 厚 君 | 6番 | 森 一 美 君 |
| 7番 | 小 川 豊 治 君 | 8番 | 西 原 強 志 君 |
| 9番 | 永 野 裕 夫 君 | 10番 | 岡 崎 宣 男 君 |
| 11番 | 仲 田 強 君 | 12番 | 武 藤 清 君 |

~~~~・~~~~・~~~~

欠席議員 なし

~~~~・~~~~・~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|---------|------|---------|
| 議会事務局長 | 窪内 研介 君 | 局長補佐 | 伊藤 牧子 君 |
| 議事係長 | 前田 利実 君 | 主 幹 | 戸田 亜由 君 |
| 主 幹 | 谷前 恭子 君 | | |

~~~~・~~~~・~~~~

出席要求による出席者

|                                      |         |                                             |         |
|--------------------------------------|---------|---------------------------------------------|---------|
| 市 長                                  | 泥谷 光信 君 | 副 市 長                                       | 磯脇 堂三 君 |
| 会 計 管 理 者 兼<br>会 計 課 長               | 横山 周次 君 | 税 務 課 長 兼<br>固 定 資 産 評 価 員                  | 中山 優 君  |
| 企 画 財 政 課 長                          | 横山 英幸 君 | 総 務 課 長                                     | 野村 仁美 君 |
| 危 機 管 理 課 長                          | 岡田 敦浩 君 | 消 防 長                                       | 上原 由隆 君 |
| 消 防 次 長 兼<br>消 防 署 長                 | 宮上 眞澄 君 | 健 康 推 進 課 長                                 | 戎井 大城 君 |
| 福 祉 事 務 所 長                          | 徳井 直之 君 | 市 民 課 長                                     | 中津 恵子 君 |
| 環 境 課 長 兼<br>清 掃 管 理 事 務 所 長         | 田村 善和 君 | ま ち づ くり 対 策 課 長                            | 早川 聡 君  |
| 観 光 商 工 課 長                          | 倉松 克臣 君 | 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長          | 二宮 眞弓 君 |
| 水 道 課 長                              | 楠目 生 君  | じ ん け ん 課 長                                 | 小松 高志 君 |
| 特 別 養 護 老 人 ホ ー ム<br>し お さ い 園 長 補 佐 | 竹池 亮 君  | 収 納 推 進 課 長                                 | 田村 光浩 君 |
| 教 育 長                                | 弘田 浩三 君 | 学 校 教 育 課 長                                 | 中津 健一 君 |
| 生 涯 学 習 課 長                          | 弘田 条 君  | 教 育 セ ン タ ー 所 長 兼<br>少 年 補 導 セ ン タ ー<br>所 長 | 亀谷 幸則 君 |
| 監 査 委 員 事 務 局 長                      | 文野 喜文 君 |                                             |         |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（仲田 強君） おはようございます。定刻でございます。

ただいまから平成29年土佐清水市議会定例会9月会議第23日目の会議を開きます。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時01分 休 憩

午前10時09分 再 開

○議長（仲田 強君） 休憩前に続いて会議を開きます。

日程第1、市長提出議案第42号「平成29年度土佐清水市一般会計補正予算（第4号）について」から議案第58号「工事請負契約金額の変更について」までの議案17件を一括議題といたします。

ただいまから各委員会の審査結果について報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 武藤 清君。

(予算決算常任委員会委員長 武藤 清君登壇)

○予算決算常任委員会委員長(武藤 清君) おはようございます。

それでは、決算審査の報告の前に、9月21日開催いたしました決算審議におきまして、執行部からの発言の訂正についての申し出がありましたので、会議規則第124条の規定により、委員長の許可をいたします。訂正箇所につきましては、先ほど委員の皆様のお手元に配付をしております『発言の訂正』についての下段の表をごらんいただきたいと思います。

議案第45号、平成28年度決算の中の土木使用料(まちづくり対策課)についての中審査中、小川委員に対する答弁で副市長が「催告をした場合に1年時効が延びる云々」と答弁いたしました。正しくは「6カ月延びるもの」とのことですので、訂正をお願いをしたいと思います。

それでは、平成29年土佐清水市議会定例会9月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告をいたします。

まず、補正予算案について報告いたします。

1、議案第42号「平成29年度土佐清水市一般会計補正予算(第4号)について」

(1)歳入については、特に意見もなく了承いたしました。

(2)歳出中、9款2項1目 小学校教育情報セキュリティ強靱化事業について

委員から、個人情報扱う校務系とインターネットに接続する学習系について、それぞれ説明を求めました。

執行部の説明によりますと、校務系とは教職員が使用するパソコンで、児童の成績等個人情報を取り扱うもの。学習系は、パソコン室などで児童が調べものに使用するインターネットに接続されたパソコンであるとのこととあります。強靱化を図るに当たっては、本市では個人情報の漏えいはないが、全国的には教育現場においてコンピュータウイルス感染などにより、個人情報の漏えいが問題となっている。これを受けて、平成28年8月文部科学省から「教育情報セキュリティのための緊急提言」が出され、校務系と学習系の分離を行い、校務系については高度なセキュリティ環境の回線である、地方公共団体情報システム機構の総合行政ネットワーク(LGWAN=エルジー・ワン)を使用するよう通知があった。さらに県からも、平成30年2月までに校務系と学習系を分離し、校務系についてはLGWANを使用するよう通知があったとのこととあります。

なお、情報漏えい問題に関しては、現段階では最も信頼できるシステムと認識しているとのこととあり了承いたしました。

同じく、歳出中、9款5項1目15節 浦尻運動公園運動広場夜間照明改修工事について

委員から、夜間照明を水銀灯からLEDライト灯光器にかえることによる費用の削減効果について説明を求めました。

執行部の説明によりますと、設置灯数を70灯から36灯に減らすが、明るさはこれまでの1.2倍ほどの照度があり、また、電気料金が年間100万円程度減額となる。保安業務委託料については、高圧業務用電力から低圧の従量電灯Bにかわるため13万8,000円が不要となるなど、年間120万円から130万円程度の経費削減を見込んでいるとのことであります。

また、従来の水銀灯は10年ごとに交換が必要であったが、最近では劣化が進み70灯のうち1年間で10灯を交換する年もあった。これに対して、LEDは5万時間の寿命があり、実績では年間1,000時間の使用もしていないため、単純計算では50年間の継続使用が可能であるとのことであります。

以上の説明から、改修工事実施により大幅な経費削減につながることを確認し了承いたしました。

同じく、歳出中、9款5項1目19節 幡多地域エリアネットワーク事業について

委員から、この事業における本市の取り組むべき課題について説明を求めました。

執行部の説明によりますと、幡多エリアの市町村担当者の協議の中で、子供の減少、活動場所や指導者の不足が共通の課題として出され、これらを解決するため、県が推進する「スポーツ推進プロジェクト」の一環として本事業が始まったもので、具体的にはスポーツ活動の地域間格差を解消し、スポーツ大会への参加者減少等の解消に向け、幡多地域のそれぞれの市町村で小学生を対象として取り組む事業であるとのことであります。

本市では、今年度は陸上競技を予定しており、競技に必要な基礎的な体の動きから基礎体力の調査を進めているところである。また、市町村が単独では招聘することが難しい講師等を招いて本格的な研修を受けることが最大のメリットとのことであり了承いたしました。

その他歳出については、特に意見もなく了承いたしました。

2、議案第43号「平成29年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」

議案第44号「平成29年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第2号）について」

以上、2件につきましては、特に意見もなく了承いたしました

以上のとおり、当委員会が付託を受けました補正予算案について、採決の結果、全会一致により、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第45号「平成28年度土佐清水市一般会計歳入歳出決算の認定について」から議案第53号「平成28年度土佐清水市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」までの一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算等について報告いたします。

審査は、平成28年度歳入歳出決算書及び決算審議における事業説明書等を基本資料として、9月20日、21日の2日間、市長、副市長、会計管理者、各関係課長などの出席を求めて、質疑並びに意見を述べ、これに対する執行部の説明を求める方法で行いました。

一般会計については、一般会計の総額、歳入決算額116億2,641万7,642円、歳出決算額115億196万374円、歳入歳出差し引き残額1億2,445万7,268円、翌年度に繰り越すべき財源8,165万5,120円を控除後の実質収支額は4,280万2,148円の黒字決算となっております。

それでは審査におきまして、指摘や要請などをいたしました主な事項について申し上げます。

1、議案第45号「平成28年度土佐清水市一般会計歳入歳出決算の認定について」

(1) 歳入については、特に意見もなく了承いたしました。

(2) 歳出中、2款1項1目8節 報償費について

委員から、区長に対して支払われた報償金1,847万8,560円の内訳について、説明を求めました。

執行部の説明によりますと、市内68地区を対象に、地区当たり8,000円の均等割と、1世帯当たり130円の世帯割りを算定基礎としており、区長会の要望も加味した上で、報償金の算出を行っているとのことであります。

さらに、委員から、本年3月の予算委員会の中で、広報とさしみずの配布については、区長がボランティアで行っているとのことであったが、広報配布作業は地区としては1番大きな仕事で、この作業が報償金に含まれないことはおかしいのではないかとの意見に対し、広報の配布作業自体は、1世帯当たりの算定基礎は示しておらず、配布作業としての報償金は支払っていない。また、区長業務の中には、さまざまな行政課題への対応も含まれており、広報配布手数料としてではなく、これら全般的なものに対する報償金の中に広報配布も含まれていると判断しているとのことであり了承いたしました。

同じく、歳出中、2款1項7目25節 土佐清水市ふるさと元気基金について

委員から、ふるさと元気寄附金が前年より約10倍に増加した要因について説明を求めました。

執行部の説明によりますと、ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」に登録したことで、容易にインターネットからの申し込みができ、クレジット決済を可能としたことや、返礼品を充実させたことから、飛躍的に寄附金が増加したとのことであります。

委員から、寄附金に対する返礼品相当額はどの程度かとの質疑に対し、5割程度の返礼品を送っていたが、平成29年4月に総務省から、寄附額に対する返礼品の調達価格の割合を3割以下とする旨の通知があったため、同年5月から返礼品を3割程度とし、品ぞろえの見直しも

あわせて行ったとのことであります。

委員から、引き続きインターネット等を活用するなど、更なる取り組みを要請し了承いたしました。

同じく、歳出中、6款1項3目13節 爪白キャンプ場等基本計画策定事業について

委員から、決算審議における事業説明書の中で、キャンプ場運営について初年度1,226万3,000円の赤字、5カ年平均でも900万円の赤字との試算が示されているが、今後の見通しについて説明を求めました。

執行部の説明によりますと、株式会社スノーピークから提出された計画では、赤字額が示されているが、竜串全体の観光客数が落ち込む中で、何とか誘客を図るためには、会員数が多く今後も誘客の伸びが期待できる運営が必要である。また、同社の会員が竜串地域を訪れた際の経済波及効果が期待できるなど、観光施設相互の連携により、収益を見込める要素があると認識しているとのことであります。

また、委員から、赤字が出た際の対応について見解を求めました。

これに対し、株式会社スノーピークには指定管理料として支払うものであり、赤字補填とは考えていないこと、さらに同社は今後、中国、四国、九州地区に店舗展開を図り、これに伴う会員の開拓も行い、アウトドア愛好者をふやす戦略と聞いており、現在の試算を改善する取り組みも期待できるとのことであり了承いたしました。

同じく、歳出中、8款1項4目15節 災害用自家給油設備設置工事について

委員から、不用額2,125万2,600円について説明を求めました。

執行部の説明によりますと、県から「命をつなぐ」対策、応急対策時の燃料確保事業として、南国市と本市が指定を受け、南海トラフ地震等大規模災害時における消防車両等の燃料確保を目的に、消防庁舎敷地内に燃料タンクを設置するものであり、当初予算における積算根拠としては、南国市の事業費を参考に算出し、工事請負費の内訳は、土地造成費1,000万円、本体工事2,894万2,990円の計3,894万2,990円とのことであり、既に給油設備については、平成29年4月に完成し5月から運用を開始しているとのことであります。

設計段階においては、当初予定していた既存の擁壁の取り壊しは訓練棟への影響や、キャンピー、上部全体を覆ったひさしのことをいうようではありますが、の設置工事は台風等の暴風による破損を考慮し不要としたため、大幅な減額となったが、土地造成等に予期せぬ費用が発生する可能性もあったことから、減額補正について見送ったものであるが、土地造成は設計どおり施工できたため、多額の不用額が発生したとのことであります。

委員からは、南国市の事業費を参考としたとのことだが、設置する場所により条件等変わってくるのが想定でき、当初予算の段階でもっと精査し予算計上すべきではないかとの意見が

出され、これに対し執行部は、県内において本市の事業採択は2例目で、南国市の事例を参考に当初予算の計上を行ったものであり、今後、予算計上に当たっては、より精査するとともに、補正計上においても適正な対応をしていきたいとのことであり了承いたしました。

その他、歳出については、特に意見もなく了承いたしました。

次に特別会計について、報告いたします。

2、議案第46号「平成28年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

(1) 歳入については、特に意見もなく了承いたしました。

(2) 歳出中、保険給付費について

平成28年度保険給付費17億1,486万7,184円について説明を求めました。

執行部の説明によりますと、前年度と比較し約1億7,700万円減額となった理由については、医療費の減少が大きな要因である。具体的には、薬価の減額改定による高額調剤等の値下げや、人工透析患者数が平成27年度と比較し、一月平均で約3名減少しており、一人当たりの月額医療費47万円程度が抑制されたことがあげられる。また、国保事業年報により入院医療の検証をしたところ、入院日数の減少と同時に一件当たりの医療費も減っており、入院患者が重篤化していないことなどがうかがえ、医療費の減額につながったと考えられるとのことであります。

さらに、委員から、地域健康増進促進事業（かかりつけ薬局推進事業）の成果について報告を求めました。

執行部の説明によりますと、平成28年度の新規モデル事業として実施したものであり、講演会を1回、出前講座を11回開催し、参加者へ後発医薬品（ジェネリック医薬品）を周知することにより、一定の効果があつたと認識している。今後もいきいきサロン等に出向き、継続してジェネリック医薬品の普及啓発に取り組んでいくとのことであります。

委員から、国保財政の健全化につながる取り組みであるので、今後も、ジェネリック医薬品の普及について要請し了承いたしました。

その他、歳出については、特に意見もなく了承いたしました。

3、議案第49号「平成28年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

(1) 歳入中、5款2項1目1節 一般会計繰入金について

一般会計から、同特別会計へ2,983万7,476円の繰り入れをしているが、これまでの決算状況では歳出全体の8割を人件費が占めているため、しおさいの経営が逼迫しているとの報告を受けているが、今後も経営が厳しくなった場合、一般会計から繰り入れすることになるか

との意見が出されました。これに対し、平成28年度から、職員労働組合も含め協議を重ね、人件費の削減に取り組んできた結果、行政職給料表（二）を導入することで合意ができ、平成29年度から3カ年かけ激変緩和措置を講じ、給与の適正化を実施しているとのことであります。

このことから行政職給料表（二）の完全実施は3年後となり、その間は一般会計から繰り入れも必要な状況である。今後の介護報酬の動向にもよるが、3年後のシミュレーションでは一般会計からの繰り入れはないものと判断しているとのことであり了承いたしました。

（2）歳出については、特に意見もなく了承いたしました。

4、議案第47号「平成28年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

議案第48号「平成28年度土佐清水市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議案第50号「平成28年度土佐清水市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議案第51号「平成28年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議案第52号「平成28年度土佐清水市水道事業会計歳入歳出決算の認定について」

議案第53号「平成28年度土佐清水市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」

以上、6件につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上の意見を付して、当委員会といたしましては、議案第45号「平成28年度土佐清水市一般会計歳入歳出決算の認定について」から議案第53号「平成28年度土佐清水市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」までの一般会計及び各特別会計歳入歳出決算等につきましては、採決の結果、それぞれ全会一致により、認定、原案のとおり可決することに決しました。

なお、決算審査を通じまして、次年度の予算に反映するよう意見があった事項や、各委員から指摘のあった事項などについては、今後の予算編成、予算執行においても十分留意されるよう要請いたしました。

以上で終わります。よろしく申し上げます。

○議長（仲田 強君） 総務文教常任委員会委員長 田中耕之郎君。

（総務文教常任委員会委員長 田中耕之郎君登壇）

○総務文教常任委員会委員長（田中耕之郎君） おはようございます。それでは平成29年土佐清水市議会定例会9月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告をいたします。

1、議案第54号「土佐清水市立学校給食センター設置に関する条例の制定について」

委員から、条例制定の概要について説明を求めました。

執行部の説明によりますと、今回の条例制定は、土佐清水市立学校給食センターが平成30年6月実施に向け取り組む中での、関連条例として提案するものである。

主な内容としては、給食センターに事務職員と県から配置される栄養教諭それぞれ1名を置き、給食全般の運営に関し適切かつ円滑に進めるため、学校長や小・中学校PTA会長等で構成される「土佐清水市学校給食運営委員会」を設置することなどの条項となっている。また、給食費や欠食者の取り扱いなどは、規則、要綱に盛り込んでいくとのことであります。

委員から、給食センターの職員配置及び運営について更に詳しい説明を求めました。

執行部の説明によりますと、給食センターに配置する人員は合計14名程度を見込んでいるとのことであり、学校教育課長がセンター長を兼務し、係長級の市職員及び県栄養教諭を配置し、委託予定先の株式会社メフォスが12名程度の社員で、調理部門と給食の配送を行う計画としているとのことであります。

また、委員から、給食センターの運営管理に関する事項については、規則等で定めているとのことであるが、給食センターの設置に関する条例の中に、給食センターの管理についてもうたい込むべきではないか。今後、議会が関与しない規則、要綱等についてもその都度、当委員会へ報告するよう要請いたしました。

さらに、全国では、給食の食べ残しが問題となっており、学校によっては大部分の子供が給食を残している例もある。栄養面も十分考えなければならないが、対策は考えているかとの意見に対し、給食センター開始に当たり、残食調査が求められており、日々学校ごとで検査することとなっている。今後は、栄養教諭の指導のもとで全員完食に向け、他の事例も参考にしながら取り組んでいきたいとのことであり了承いたしました。

2、議案第57号「幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合同規約の一部変更について」

議案第58号「工事請負契約金額の変更について」

以上、2点につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について採決の結果、全会一致によりそれぞれ原案のとおり可決いたしました。

以上です。

○議長（仲田 強君） 産業厚生常任委員会委員長 前田 晃君。

（産業厚生常任委員会委員長 前田 晃君登壇）

○産業厚生常任委員会委員長（前田 晃君） おはようございます。それでは平成29年土佐

清水市議会定例会 9 月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

1、議案第 5 5 号「市道路線の廃止について」

議案第 5 6 号「市道路線の認定について」

執行部の説明によりますと、議案第 5 5 号「市道路線の廃止について」、栄町天神 2 号線、岸壁通り天神線及び旭町天神線の 3 路線は、清水第三土地区画整理区域内の道路の一部を整備したため、廃止するものとのことであります。

議案第 5 6 号「市道路線の認定について」、大浜臼碁松尾線は、県道足摺岬公園線松尾バイパス道路の開通に伴う県道の一部引き渡しを受け、市道として認定するもの、グリーンハイツ 2 4 号線は、グリーンハイツ造成区域内の道路の引き渡しを受け、市道として認定するもの、足摺西笠碁線は、足摺簡易水道施設内の道路を市道として認定するもの、清水ヶ丘大通線ほか 2 8 路線は、清水第三土地区画整理事業により整備した道路の一部を市道として認定するものとのことであります。

市道認定の効果については、今回の両議案により道路延長が約 1 2 k m 増加し、平成 3 1 年度から普通交付税算定の基礎として基準財政需要額に算入されることが見込まれるほか、補助事業等の対象になるとのことであり了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について採決の結果、それぞれ全会一致により原案のとおり可決いたしました。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 以上で各委員会の審査結果の報告は終わりました。

ただいまから委員長報告に対する質疑に入ります。

予算決算常任委員会委員長は、委員長席にご着席をお願いいたします。

予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲田 強君） 質疑なしと認めます。以上で予算決算常任委員会委員長に対する質疑を終わります。予算決算常任委員会委員長は自席にお戻り願います。

次に総務文教常任委員会委員長は、委員長席にご着席をお願いいたします。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲田 強君） 質疑なしと認めます。以上で総務文教常任委員会委員長に対する質疑を終わります。総務文教常任委員会委員長は自席にお戻り願います。

次に産業厚生常任委員会委員長は、委員長席にご着席をお願いいたします。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲田 強君) 質疑なしと認めます。以上で産業厚生常任委員会委員長に対する質疑を終わります。産業厚生常任委員会委員長は、自席にお戻り願います。

以上で委員長報告に対する質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時41分 休 憩

午前11時09分 再 開

○議長(仲田 強君) 休憩前に続いて会議を開きます。

ただいまから討論に入ります。討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲田 強君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決に入ります。

議案第42号「平成29年度土佐清水市一般会計補正予算(第4号)について」、議案第43号「平成29年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について」、議案第44号「平成29年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算(第2号)について」、以上3件を一括して採決いたします。

3件の議案に対する委員長の報告はいずれも原案可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(仲田 強君) 起立全員であります。よって3件の議案は原案のとおり可決されました。

次に議案第45号「平成28年度土佐清水市一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第46号「平成28年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第47号「平成28年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第48号「平成28年度土佐清水市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第49号「平成28年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第50号「平成28年度土佐清水市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第51号「平成28年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第52号「平成28年度土佐清水市水道事業会計歳入歳出決算の認定について」、以上8件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも認定であります。本案は委員長の報告のとおり決する

ことに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(仲田 強君) 起立全員であります。よって議案第45号から議案第52号までの8件は認定されました。

次に議案第53号「平成28年度土佐清水市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」を採決いたします。

議案第53号に対する委員長の報告は原案可決であります。議案第53号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(仲田 強君) 起立全員であります。よって議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に議案第54号「土佐清水市立学校給食センター設置に関する条例の制定について」を採決いたします。

議案第54号に対する委員長の報告は原案可決であります。議案第54号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(仲田 強君) 起立全員であります。よって議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に議案第55号「市道路線の廃止について」を採決いたします。

議案第55号に対する委員長の報告は原案可決であります。議案第55号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(仲田 強君) 起立全員であります。よって議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に議案第56号「市道路線の認定について」を採決いたします。

議案第56号に対する委員長の報告は原案可決であります。議案第56号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(仲田 強君) 起立全員であります。よって議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に議案第57号「幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更について」を採決いたします。

議案第 5 7 号に対する委員長の報告は原案可決であります。議案第 5 7 号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(仲田 強君) 起立全員であります。よって議案第 5 7 号は原案のとおり可決されました。

次に議案第 5 8 号「工事請負契約金額の変更について」を採決いたします。

議案第 5 8 号に対する委員長の報告は原案可決であります。議案第 5 8 号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(仲田 強君) 起立全員であります。よって議案第 5 8 号は原案のとおり可決されました。

ただいま、市長から報告第 1 5 号「専決処分した事件の報告について(訴えの提起について)」が提出されました。

お諮りいたします。この際、報告第 1 5 号を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲田 強君) ご異議なしと認めます。よって報告第 1 5 号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

報告第 1 5 号を議題といたします。

職員に報告第 1 5 号の朗読をいたさせます。

(議案朗読)

○議長(仲田 強君) 朗読は終わりました。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

(市長 泥谷光信君登壇)

○市長(泥谷光信君) ただいま、提案いたしました報告第 1 5 号について、ご説明申し上げます。本案は訴えの提起についての報告であります。

市営住宅使用料請求事件について、30万6,500円の未納がある男性に支払いを求めるものでありますが、三重県に住所があるため、義務履行地所管の中村簡易裁判所で、訴訟から裁判が行われる民事訴訟法第 5 条第 1 項及び第 3 6 8 条の規定による少額訴訟を行うものです。このため、地方自治法第 1 8 0 条及び土佐清水市債権管理条例第 1 0 条の規定により、訴えの提起について平成 2 9 年 9 月 6 日に専決処分しましたので、これを報告するものであります。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（仲田 強君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、この報告第15号は地方自治法第180条第1項の規定に基づく、市長の専決委任に係るものでありますので、この点、十分お含みおきの上、質疑されますよう特にお願ひ申し上げます。

報告第15号について質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲田 強君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

報告第15号を終わります。

ただいま市議会議案第2号「「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出について」が提出されました。

お諮りいたします。この際、市議会議案第2号を日程に追加し、議題といたしたいと思ひます。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲田 強君） ご異議なしと認めます。よつて、市議会議案第2号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

市議会議案第2号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、永野裕夫君。

（議会運営委員会委員長 永野裕夫君登壇）

○議会運営委員会委員長（永野裕夫君） おはようございます。

市議会議案第2号の意見書の提出について案文を朗読して、提案理由といたします。

「全国森林環境税」の創設に関する意見書（案）

我が国の地球温暖化対策については、2020年度及び2020年度以降の温室効果ガス削減目標が国際的に約束をされているが、その達成のためには、とりわけ森林吸収源対策の推進が不可欠となっている。

しかしながら、森林が多く所在する山村地域の市町村においては、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足に加え、急速な人口減少など、厳しい情勢にあるほか、市町村が、森林吸収源対策及び担い手の育成等山村対策に主体的に取り組むための恒久的、安定的な財源が大幅に不足している。

このような中、政府・与党は『平成29年度税制改正大綱』において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて、国民にひとしく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見を踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る」との方針を示したところである。

もとより、山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取り組みは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生等につながるものであり、そのための市町村の財源の強化は喫緊の課題である。

よって、下記の制度創設について実現を強く求めるものである。

記

平成29年度税制改正大綱において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民にひとしく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設」に関し、「平成30年度税制改正において結論を得る」と明記されていることから、森林・林業・山村対策の抜本的強化を図るための「全国森林環境税」の早期導入を強く求めるものであります。

皆様のご賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長（仲田 強君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

市議会議案第2号について質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲田 強君） 質疑なしと認めます。

市議会議案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲田 強君） ご異議なしと認めます。よって、市議会議案第2号は委員会付託を省略することに決しました。

ただいまから討論に入ります。討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲田 強君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決いたします。

市議会議案第2号「「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出について」を採決いた

します。

市議会議案第2号について原案に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(仲田 強君) 起立全員であります。よって市議会議案第2号は原案のとおり可決されました。

ただいま市議会議案第3号「農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書の提出について」が提出されました。

お諮りいたします。この際、市議会議案第3号を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲田 強君) ご異議なしと認めます。よって市議会議案第3号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

市議会議案第3号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

4番 前田 晃君

(4番 前田 晃君登壇)

○4番(前田 晃君) 市議会議案第3号につきまして案文を朗読して、提案理由の説明とさせていただきます。

米価が生産費を大きく下回る水準に下落し、多くの稲作農家が「これでは作り続けられない」という状況が生まれています。また、「安いコメ」の定着によって、生産者だけでなくコメの流通業者の経営も立ち行かない状況となっています。

こうした中で政府は、農地を集積し、大規模・効率化を図ろうとしていますが、この低米価では規模拡大した集落営農や法人ほど赤字が拡大し、経営危機に陥りかねません。

平成22年に始まった「農業者戸別所得補償制度」は、米の生産数量目標を達成した販売農家に対して、生産の要する費用(全国平均)と販売価格(全国平均)との差額を基本に交付する「直接支払い(10a当たり1万5,000円)」が行われ、多くの稲作農家の再生産と農村を支えていました。

平成25年度からは「経営所得安定対策」に切りかわり、米については26年度産から10a当たり7,500円の交付金へと引き下げられ、稲作農家の離農が加速し、地域が一層疲弊しています。しかも、この制度も平成30年産米から廃止されようとしています。

これでは、稲作経営が成り立たないばかりか、水田のもつ多面的機能も喪失し、地域経済を

ますます困難にしてしまうことは明らかです。

私たちは、欧米で当たり前となっている、経営を下支えする政策を確立することが必要だと考えます。そうした観点から、当面、生産費を償う農業者戸別所得補償制度を復活させて、国民の食糧と地域経済、環境と国土を守ることを求めます。

以上であります。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（仲田 強君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

市議会議案第3号について質疑の方はございませんか。

2番 田中耕之郎君

（2番 田中耕之郎君自席）

○2番（田中耕之郎君） 農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書について、3点、お聞きしたいと思います。

まずは1点目としまして、低米価では規模拡大した集落営農や法人ほど赤字が拡大し、経営危機に陥りかねないと思いますが、一般論としては小規模で採算が取りにくいので、規模を拡大して効率化を図ることで、その結果、経費を削減し利潤を高めることができるのではないかと考えていますが、この見解についてお伺いいたします。

2点目に、交付金が引き下げられたことによって、稲作農家の離農が加速し、地域が疲弊しているとなっているが、農業者戸別所得補償制度導入以降も農業者は減少傾向であり、平成22年の農業就業人口は260万人余りで、平成29年の概算値では181万人余りと減少は続いています。この引き下げによる離農の根拠をお聞きいたします。

最後に、当面この制度を復活となっていますが、現在の経営所得安定対策、過去の農業者戸別所得補償制度では、中山間地域では利用しにくく、実際に、北海道や東北で大規模農家を中心に予算の7割が利用され、1件の農家で本市の交付額を上回る農家も存在する中で、中山間地域の農業者でも使い勝手のよい制度を再構築し、中山間地域を含めた農業者所得向上につながる制度が必要と考えているが、この当面とはどのぐらいの期間なのか。また、復活することによって、どのような効果をもたらすのか、以上3点についてお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君

（4番 前田 晃君自席）

○4番（前田 晃君） 田中議員もご承知やと思いますけれども、昨年度の日本の食糧自給率は38%と史上2番目の低さになっています。6割以上の食料が外国頼みというのは、世界的な食糧危機も予測されている中、食の安定供給という点で、大変大きな問題だと思います。最低水準の日本に比べて、欧米諸国の食糧自給率はアメリカが130%、ドイツが95%などと

高く、それらの国はいずれも自国の農業を保護するために手厚い価格保障や所得補償を行っています。

日本に対して、農産物の市場開放を強行に求めていますアメリカでさえ自国の農業はしっかりと保護し、競争力と食糧自給率を保っているのが実際です。日本の食糧自給率を高め、食の安定供給を進めるには、農業への価格保障や所得補償を充実させ、安心して農業に励める条件整備が求められているわけですが、その具体的な施策の1つがこの農業者戸別所得補償制度だと思えます。

米の生産コストは、他産業並みの労賃を確保して1俵60kgで大体1万6,000円ぐらいとされており、生産者の米価は徐々に上昇する傾向にあるということのようですけれども、それでも今年のコシヒカリの1等米30kgでも5,800円程度で、1俵に換算しますと、1万1,000円から1万2,000円となり、先ほど申しました生産コストに比べると1俵当たり4,000円から5,000円程の赤字となっています。

機械化や集約化で収穫量がふえて、マイナス部分の縮小ということもあり得ると思えますけれども、農業経営を大型化すればするほど赤字が累積するわけですから、小規模農家はもちろんですけれども、規模拡大した集落営農や法人ほど赤字が拡大すると考えられるということでもあります。

それから2点目の稲作農家の離農が加速し、地域が疲弊しているという根拠についてですけれども、この戸別所得補償制度は、米の生産調整をする農家に交付金を支払う制度で、米価が暴落したときに一定水準まで補填をします変動部分と主食用作付に交付する定額部分、10a当たり1万5,000円がありました。この案文にもありますように、平成25年から経営安定所得対策に切りかわって、26年から変動部分が廃止、定額部分も半分の7,500円に引き下げられました。そして、来年度からこの定額部分も廃止することになっています。

農水省の調査による農業人口は、今年の2月1日現在、およそ150万人で、去年より約8万人も減少しています。第二次安倍内閣発足後のこの5年間では、27万人もの農家が離農をしています。この交付金の引き下げが離農の理由の全てであるとは言えないでしょうけれども、稲作農家の離農を加速させ、地域も疲弊しているという表現はそのとおりだと考えます。

最後に、3点目ですけれども、私が計算しましたので机上の空論となるかもしれませんが、1反当たりの米の収穫量を大体7俵ぐらいと考えますと、米1俵当たり4,000円から5,000円の赤字とすれば、1反およそ10aで収穫する7俵分の赤字は2万8,000円から3万5,000円ということになります。この赤字部分が補填されて初めて生産コストに見合う米価になるということになりますが、そうしますと、そもそも現在の所得補償制度の7,500円や1万5,000円では低過ぎるということです。けれども、そうであってもこの制

度は、米づくりに励む農家の皆さんに喜ばれてきました。来年度から廃止することになっていきますけれども、やはり農業を土台から下支えする所得補償制度は必要だと思います。

この当面といいますのは、従来の制度を復活させ、より充実した所得補償制度が確立するまでと、その間ということで表記をさせていただいております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 2番 田中耕之郎君。

（2番 田中耕之郎君自席）

○2番（田中耕之郎君） ありがとうございます。

2点目のこの離農の理由についてさまざまあるとは思いますが、そこに関しまして前田議員も承知していただいているのかなと思えました。

ちなみになんですけれども、この意見書というのは本市の実態含め国に対してこういう状況だからこのようにしてくれという意見書を提出するわけですが、この本市の米の直接支払いの交付金で、課のほうに確認したところ、この経営所得安定対策を打ち切ることで経営が成り立たなくて離農するというような声は上がってきていないとも聞いておりますが、実際に前田議員の考えの中では、この現状の打開策というよりもこれを維持した上でやっていくべきだということがわかりました。ありがとうございます。

ちなみに、関連してお伺いしますが、その本市の場合は実際どのぐらいの人数と、交付額があるのでしょうか。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君自席）

○4番（前田 晃君） 大変申し分けありませんが、その実態について私はよう掴んでおりません。ただ、農林水産課のほうに、私もちょっとお尋ねをしたんですけれども、確かに田中議員言われるように、この補償制度がなくなることでそれほど困るという声が上がっていないと、把握していないというお話でしたけれども、私が直接農業者に聞いた声では、これは痛い、大変困るという声を聞いております。ですから、その声の集約の仕方によって、いろんな結論が出るのかもしれませんが、そういうことですね。

全体としては、よう掴んでいません。

○議長（仲田 強君） 2番 田中耕之郎君。

（2番 田中耕之郎君自席）

○2番（田中耕之郎君） わかりました。

基本的に前田議員の提出の理由を含めてわかりましたので、ありがとうございます。

○議長（仲田 強君） ほかに質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲田 強君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りいたします。

市議会議案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いをします。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲田 強君) ご異議なしと認めます。よって、市議会議案第3号は委員会付託を省略することに決しました。

ただいまから討論に入ります。討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲田 強君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決いたします。

市議会議案第3号「農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書の提出について」を採決いたします。

市議会議案第3号について原案に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(仲田 強君) 起立多数であります。よって市議会議案第3号は原案のとおり可決されました。

ただいま市議会議案第4号「慎重な憲法論議を求める意見書の提出について」が提出されました。

お諮りいたします。この際、市議会議案第4号を日程に追加し、議題といたしたいと思いをします。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲田 強君) ご異議なしと認めます。よって市議会議案第4号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

市議会議案第4号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

12番 武藤 清君

(12番 武藤 清君登壇)

○12番(武藤 清君) 意見書(案)を朗読いたしまして、提案理由の説明にかえたいと思

います。

昨年7月の参議院選挙の結果、憲法改正を主張する会派の構成が衆参それぞれの3分の2を超えたことから、安倍晋三首相は、この5月の憲法記念日に「2020年を新しい憲法が施行される年にしたい」と言明をして期限を区切り、この秋に予定される臨時国会に自民党案を提出する考えを示した。

一方、多くの世論調査で憲法改正を求める意見は減少傾向にあり、「安倍政権での憲法改正」については否定的なものが多数となっている。憲法改正が国民的要求となっている状況とは到底言えない。

言うまでもなく憲法制定権力は国民にあり、憲法改正の発議が立法府の特別多数に委ねられているのは憲法改正手続の一部にすぎない。このことは、最終的な憲法改正の是非が国民投票の結果によって決することからも明らかである。

憲法の本質が国家権力の恣意的運用を排するための権力制限規範であることを踏まえれば、最も厳格な憲法尊重擁護義務を課される内閣総理大臣が、みずから憲法改正案の審議や発議を推進することは到底許されない。憲法審査会の審査においては、自立的な立場から憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的な調査を行うべきである。

よって、憲法問題については国民的議論の動向を見据えた慎重な審査を行い、拙速な憲法改正発議を行わないことを強く求めるものである。

以上、よろしくご審議いただきますようお願いします。

○議長（仲田 強君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

市議会議案第4号について質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲田 強君） 質疑なしと認めます。

市議会議案第4号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲田 強君） ご異議なしと認めます。よって、市議会議案第4号は委員会付託を省略することに決しました。

ただいまから討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

6番 森 一美君。

(6番 森 一美君登壇)

○番(森 一美君) 慎重な憲法論議を求める意見書に反対の立場で討論いたします。

私は早期憲法論議を行って、改正してほしいと思う人間です。今の日本の国民の生命、身体、財産は憲法により守られてきたとっておりますし、その恩恵は憲法制定後70年をたっても変わっているとは思いません。

しかし、時代は変わっているのです。西に東に紛争は絶えません。現在の国際情勢を考えると憲法解釈だけでは、いささか心もとない状態となっていると私は思っております。

また、国民自体の生活も変わり、考え方も変わっております。国会が国民に憲法改正を問うかけることのできる時が来たというふうに私は認識しております。もちろん慎重に論議されなくてはならないと思います。しかし、国政の場だけでなく、国民全体で考え、論議する機会があってもよいのではないのでしょうか。国会の3分の2以上の賛成があり、国民の過半数が賛成して、初めて憲法は変えることができます。学者がいろいろなことを言っておりますが、主権は国民にあります。国民の声を反映できる状態にすべきではないかと思っております。

昨日、衆議院の解散の意向であるということで、安倍首相が表明しました。衆議院選挙が行われることによって、また国会の勢力関係も変わり、どのように変化していくかわかりませんが、私は、憲法改正賛成ですので、この意見書を出すことには反対いたします。

以上です。

○議長(仲田 強君) 以上で、通告による討論は終わりました。ほかに討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲田 強君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決いたします。

市議会議案第4号「慎重な憲法論議を求める意見書の提出について」を採決いたします。

市議会議案第4号について原案に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(仲田 強君) 起立多数であります。よって市議会議案第4号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました市議会議案第2号、第3号及び第4号について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思っております。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲田 強君) ご異議なしと認めます。よって条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

日程第2、「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び土佐清水市議会会議規則第167条の規定に基づき、お手元に配付のとおり関係議員を派遣いたしたいと思っております。これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲田 強君) ご異議なしと認めます。よってそのとおり決しました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

この際、執行部の挨拶を許します。

市長。

(市長 泥谷光信君登壇)

○市長(泥谷光信君) 9月会議の終了に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本会議は9月4日に再開、本日まで23日間にわたり、熱心なご審議、ご議論を経て、提案させていただきました各議案は全て全員賛成で可決及び認定と適切なるご決定をいただき、心より厚くお礼申し上げます。一般質問や各常任委員会において、審議、審査の過程でご提言、ご指摘を受けました事案につきましては、今後の行政各般に生かし万全を期して取り組んでまいります。

さて、いよいよ秋も深まり1年中で最もよい季節となりましたが、議員各位におかれましては、くれぐれも健康に留意され政治活動や市政発展の活動にご尽力いただきますよう、心よりご祈念申し上げます。

最後になりますが、10月5日から11日までの期間、仲田議長、程岡姉妹都市友好協会会長とともに、第16回ジョン万次郎祭りに参加するため渡米いたします。留守中は磯脇副市長を市長職務代理といたしまして、万全を期す所存でございますので、何とぞご協力のほどよろしくお願い申し上げます。9月会議終了のご挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。(拍手)

○議長(仲田 強君) これをもちまして、平成29年土佐清水市議会定例会9月会議を終了いたします。ご苦労さまでございました。

午前11時51分 散 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

土佐清水市議会 議長

副議長

署名議員

署名議員